

# 肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部助成をします



「肺炎球菌ワクチン」は、約80%の肺炎の病原菌に有効で、免疫効果は接種後5年間有効とされています。

## 【助成内容】

- 対象者：後期高齢者医療に加入の方で、医師が接種を認める方
- 実施期間：通年
- 接種方法：滋賀県内の医療機関に直接予約し、備え付けの問診票に必要事項を記入してください。
- 助成金額：3,000円
- 自己負担額：接種費用は医療機関により異なります。接種費用から助成金額を差し引いた額をお支払いください。
- 持ち物：後期高齢者医療被保険者証

## 【注意事項】

- ※予防接種を実施していない医療機関もありますので、事前にご確認ください。
- ※この予防接種は、あくまでも接種を希望する方を行う『任意接種』です。  
接種を希望する方は、かかりつけの医師とよくご相談し、予防効果や副作用などについて、十分理解したうえでの接種をお願いします。
- ※肺炎球菌ワクチンは、接種後5年間有効とされており毎年受けるものではありません。
- ※接種前に、接種医療機関でワクチンについての説明を必ずお受けください。
- ※他の予防接種（インフルエンザワクチンなど）を受ける前、または受けた後に接種を希望される場合は、かかりつけの医師とご相談ください。
- ※助成金総額が予算額を超過する場合は、年度の途中でも終了する場合があります。

お問い合わせ 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077-522-3013

問 市民部 保険課（近江庁舎）  
☎ 52-6922 ☎ 52-8730

● 70歳以上の高齢受給者で、市・県民税課税世帯の方は、この認定証は不要です。  
● 国保税に未納のある方は交付できない場合があります。

**限度額適用（標準負担額減額）認定証の申請方法**

保険証と印鑑をお持ちのうえ、最寄りの市役所窓口で申請をお願いします。ただし、

● 8月以降も認定証が必要な方は、7月中にご案内いたしますので更新手続きをお願いします。

また、現在「限度額適用（標準負担額減額）認定証」をお持ちでない方で、認定証が必要な方についても申請をお願いします。

国民健康保険加入者のみなさんへ  
**限度額適用（標準負担額）認定証の更新時期です**